



2016年3月インド訪問代表団報告

関東部会(2016年3月22日)

関西部会(2016年3月24日)

2015年度アジア戦略PJT

第3WG:東南アジア・インドWG



目次

- ◆ インドの概要
- ◆ 2015年度 訪問代表団の背景・目的
- ◆ 訪問団メンバーとスケジュール
- ◆ 訪問機関と内容
- ◆ インド訪問代表団のまとめ





インドの概要①

◆インド(India)

- 1. 面積 328万平方km
- 2. 人口 12億人
- 3. 首都 ニューデリー(New Delhi)
- 4. 民族 インド・アーリヤ族、ドラビダ族、 モンゴロイド族等



- 5. 言語 連邦公用語はヒンディー語、他に憲法で公認されている州の言語が21
- 6. 宗教 ヒンドゥー教徒79.8%、イスラム教徒14.2%、 キリスト教徒2.3%、シク教徒1.7%、 仏教徒0.7%、ジャイナ教徒0.4%

出典:外務省 インド基礎データ

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/india/data.html





インドの概要②

◆知的財産関連の組織図

商工省

(Ministry of Commerce and Industry)

産業政策促進局

(Dept. of Industrial Policy & Promotion)

特許意匠商標総局 (CGPDTM)

知的財産審判委員会 (IPAB)

特許局 コルカタ ニューデリー ムンバイ チェンナイ 意匠局コルカタ

商標局 ムンバイ ニューデリー コルカタ チェンナイ アーメダバード



目次

- ◆ インドの概要
- ◆ 2015年度 訪問代表団の背景・目的
- ◆ 訪問団メンバーとスケジュール
- ◆ 訪問機関と内容
- ◆ インド訪問代表団のまとめ



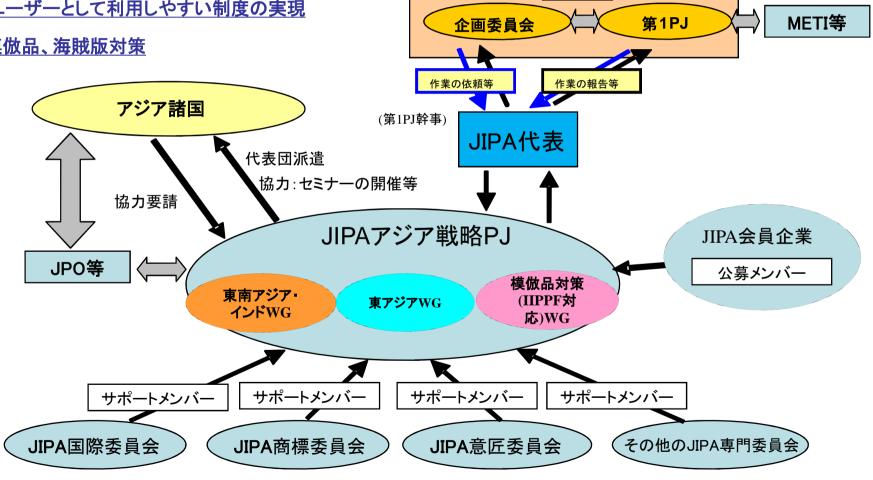


アジア戦略PJ活動体制

アジア戦略PJの概要



③ 模倣品、海賊版対策



IIPPF





2014年度 インドWGの取り組み

◆ 国内活動

- >インド特許庁へのパブコメ提出
 - 国家知的財産権政策(2015/1)
 - •特許審査基準(2015/3)
 - 商標審査基準(2015/3)
- トインド著作権の情報収集
- > 商標審査異議遅延案件の収集
- ▶現地訪問のための事前調査

◆ 現地活動

- > 時期:2015年2月の1週間
- > 訪問地:

デリー(DIPP、著作権局、インド工科大学、TACT、Remfry&Sagar事務所) チェンナイ(特許庁、De Penning事務所)







2012~2014年度の活動を振り返って

- ◆ 政府機関への要望、現地機関との関係構築、特許~ 著作権・権利化~エンフォースメントの調査、4大都市 特許庁訪問など中計の目標は達成
- ◆ JIPA参加企業から挙がった課題は期間中に着手
- ◆ これまでの要望活動による成果が見えつつあり、日本側の意見にも耳を傾けてもらえる状況
- ⇒過去に出したForm27改訂案についてインド庁からコンタクト有り、特許早期審査制度の検討の促進など





2015年度 インドWG 活動

◆調査検討項目

- 過去要望事項の経過観察と新要望検討
- -前ジェトロ デリー知財部長今浦氏にヒアリング調査
- -ジェトロセミナーに出席&意見交換
- -グプタ長官と意見交換
- 商標審査異議遅延の 進捗チェック
- > パブコメ対応
- -特許規則改正2015案のパブコメ
- -商標規則改正2015案の検討

2015年度の活動の位置付け

- 2012~2014年度の活動については、 新DIPP局長&新CGPDTM局長へのイン プットができていない。今年は、新体制 へのインプットがメイン。
- さらに、インドIPGやジェトロのメンバーも 入れ替わったので、構築した連携が切れないように活動する。

◆ 現地調査

▶ 時期:2016年2月の2週目

≽ 訪問地:デリー(DIPP、特許庁、税関、警察、特許事務所等)





2015年度 インド訪問団派遣の目的

◆ 中期計画における位置づけ

- <u>モディ政権に変わり、各知財関連機関のトップが新しくなった</u>。これに伴い、知財関連制度も変わる可能性があり、このタイミングで日本側の要望を直接入れる重要性が高い。

◈ 派遣目的

- 政府関係機関への要請、未着手・未解決の課題への対応、 新体制の方針確認(医薬関連など)、新たな課題を抽出する ための調査等を行なうこと

◆ 今年度訪問団における重要ミッション

- 商工省産業政策促進局(DIPP)に対する要望
- 模倣品対策における税関ツールの状態把握
- 現地駐在員と最近の課題共有&協力体制確認





目次

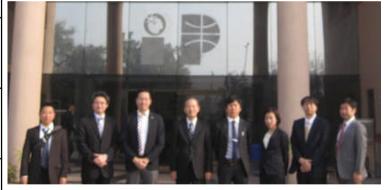
- ◆ インドの概要
- ◆ 2015年度 訪問代表団の背景・目的
- ◆ 訪問団メンバーとスケジュール
- ◆ 訪問機関と内容
- ◆ インド訪問代表団のまとめ





訪問団メンバー

| 氏名 | 所属(訪問時) | |
|-----------------|------------------------------|--|
| 別所 弘和 (団長) | 知的財産協会 副理事長本田技研工業㈱ 知的財産部 | |
| 皆川 恭之 (副団長) | 横河電機㈱ 知的財産室 | |
| 松井 啓介 (リーダー) | キヤノン(株) 知的財産法務本部 | |
| 源島 直之 | キューピー(株) 知的財産室 | |
| 小林 由佳 | シチズンビジネスエキスパート 株式会社 知的財産部 | |
| 寒江 威元 | TANAKAホールディングス(株) 知的財産部 | |
| 新保 雅士 | 武田薬品工業㈱ 知的財産 IPオペレーション | |
| 中村 精宏 | (株)日立製作所 知的財産本部 | |



※全行程でJETROデリー 菅原知財部長が同行

(リーダー以降の団員は50音順)



2015年度 訪問地およびスケジュール

| | 2/10 (水) | 2/11 (木) | 2/12 (金) |
|----|------------------------|--------------|-------------|
| 都市 | | デリー | |
| 午前 | デリ ー 特許局 | RNA法律 事務所 | デリー警察 |
| 午後 | 商工省 産業 促進局 | IPG | 税関 CBEC |



※2/11に知的財産審判委員会(IPAB)やFICCIとの面会を 調節しようとしたが、巡回スケジュールと合わず叶わなかった。



目次

- ◆ インドの概要
- ◆ 2015年度 訪問代表団の背景・目的
- ◆ 訪問団メンバーとスケジュール
- ◆ 訪問機関と内容
- ◆ インド訪問代表団のまとめ





インド特許局 ~デリー支局~

- ♦ 訪問先
 - インド4特許局のひとつ(デリー、ムンバイ、コルカタ、チェンナイ)
- ◆ JIPA訪問歴、過去の活動との関係性
 - チェンナイ特許局(2015)
 - ムンバイ特許局 (2013/2014)
 - コルカタ特許局 (2014)
- ◆ 今回の訪問目的
 - 知財関連の手続きの改善要望を するとともに、今後JIPAとして協力 できる事項を模索するため。
- ◆ 質問事項・依頼事項概要
 - アクセプタンス期間関連の運用確認
 - 商標審査報告書の運用改善要望
 - 特許DBの利便性改善







特許局:主な議論の内容① 特許1/4

- ◆ 面会相手
 - Dr. K. S. KARDAM, SENIOR JOINT CONTROLLER of PATENT & DESIGNS (他、6名)



- KARDAM氏
- ◆ デリー特許局のトップKARDAM氏と商標、特許、意匠の担当官。
- ◆ 特許庁宛ての質問だけでなく、DIPP向けの質問も事前に検討して頂いた。





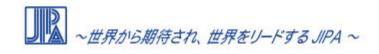
特許局:主な議論の内容② 特許2/4

- ◆ 【特許】アクセプタンス期間関連の運用について
 - <課題と要望内容>

アクセプタンス期間の定義と運用が不透明であり、出願人が対応に困る点が問題であり、明確化を要望した。

く得られた回答>

アクセプタンス期間は、審査報告書に対する応答期限であり、許可するに至らないと管理官が感じた場合には「ヒアリング・ノーティス」を通知するとのこと。(ヒアリング・ノーティスに応答しないと、みなし取下げとなる。)





特許局:主な議論の内容③ 特許3/4

◆【特許】情報検索について

<質問内容>

特許DB(InPASS)について、アップデートタイミング、格納しているデータ、EPOのDBとの連携について質問した。

く得られた回答>

現在の特許DB(InPASS)は毎週月曜に更新している。今現在、2005年以降の特許公報は全文検索可能な新データ形式で格納されている。旧データ形式についての格納状況は旧特許DB(iPAIR)と同様。今後、徐々に過去に遡って新データ形式で格納する。EPOへのデータ提供については、現在データの互換性をEPOでチェック中であるとのこと。





特許局:主な議論の内容④ 特許4/4

- ◆ 【特許】審査情報の開示について
 - <課題と要望内容>

特許法8条に基づく審査情報の開示について、出願人の負荷が大変大きいため、軽減して欲しい旨を要望した。

く得られた回答>

軽減する方向で検討しているとのこと。まず、WIPOケースに ついて省略できないか検討するとのこと。





特許局:主な議論の内容⑤ 商標

- ◆【商標】審査報告書の運用、応答期限の明確化について
 - <課題と要望内容>

電子掲示された拒絶理由を出願人が回答しても、その数カ月後に 書面で同じ拒絶理由が来る。また、出願人の受領後1カ月という応 答期限の起算日が不明で、出願人としてどのように対応すればよ いか困るので、運用改善と応答期限の明確化を要望した。

<得られた回答>

電子掲示の拒絶理由について、回答済みの内容であれば書面通知は無視してもよい。応答期限は、電子掲示もしくは書面の受領から1カ月。電子掲示された際に応答せず、書面受領後1カ月以内に応答してもよい。

ただし、現在ルール改正を行っており、書面通知を廃止し、電子掲示後にemail通知する運用に変える予定であるとの回答であった。





DEPT. OF INDUSTRIAL POLICY & PROMOTION (DIPP:インド政府商工省 産業政策促進局)

訪問先

- 知財政策や法改正を企画立案し、 実行する部門。局長以下数名の少人数 部門。
- JIPA訪問歴、過去の活動との関係性 - 2015年2月、2014年1月、 2013年2月の訪問団にて要望書を提出



- 知財関連の制度・政策についての 改善要望をするため。今後JIPAとして協力 できる事項を模索するため。

質問事項•依頼事項概要

- アクセプタンス期間の短縮について
- ユーザが利用し易い早期審査制度の導入
- インド特許データベースの整備についてお礼
- 商標審査・異議申し立ての遅延改善(審査遅延案件の提示と促進依頼) 医薬品関連の事項(データ保護、3条d、強制実施権など)要望
- 過去の要請事項(実施報告書、外国出願情報の提出)を継続して改善依頼



複数の



中の1つが商工省



DIPP:主な議論の内容① 特許1/2

◆ 面会相手

- Mr. Rajiv Aggarwal, Joint Secretary(次官補級)
- Mr. Sushil K Satpute , Director(局長級) (他、5名) (JIPAとしては初面会)



Rajiv Aggarwal 氏

◆ 【特許】アクセプタンス期間の短縮について

<課題と要望内容>

「特許規則改正案(2015)」で提示されたアクセプタンス期間の短縮 案(12カ月⇒4カ月)について、出願人のメリットが無いので、他国 のようにOA毎に期間を設定して欲しいことを要望した。

く得られた回答>

バックログを減らすために、審査報告書は基本的に1回しか出さない運用(非公開)を2009年から実施しており、アクセプタンス期間短縮は特許登録までの期間短縮に繋がるとの回答であった。なお、短過ぎるという要望を多数受けたので、現在では6カ月(3カ月延長可)を考えているとのこと。





DIPP:主な議論の内容② 特許2/2

◆【特許】早期審査について

<課題と要望内容>

特許規則改正案(2015)で提示された特許早期審査制度案について、料金が高過ぎる点(約45万円)、対象案件の条件が厳しすぎる点が問題であり、値下げ&条件緩和を要望した。

く得られた回答>

料金はもっと安く見直す。試験的な制度であり、どう機能するかを確認したいので、現時点であまり安く設定できない点は理解して欲しいとのこと。

<今後どうするか>

見直された改正案のリリースをウォッチングする。





DIPP:主な議論の内容③ 商標1/2

- ◆【商標】自己衝突による拒絶をしない制度への改善要望、審査ガイドラインの開示について
 - <課題と要望内容>

自己名義の先願で拒絶されること(自己衝突)があり、出願人にとって時間と費用の両面から負担が大きい。最新の審査マニュアル案では自己衝突が手当てされているため、類似する自己名義の先願で拒絶されることのないよう正しい運用を要望。

<得られた回答>

内部向けにはガイドラインを作成し、自己衝突による拒絶をしないように通知し対応しているという回答であった。<u>審査マニュアル案は2016年6月~7月に公開予定であるとのこと。</u>

<今後どうするか>

今後発行される拒絶理由で実際に自己衝突が起こっていないか、ウォッチングする。





DIPP:主な議論の内容④ 商標2/2

◆【商標】審査・異議の遅延

<課題と要望内容>

審査・異議が著しく遅延しており、事業に影響を与える可能性がある点、権利が活用できない点、が問題であるので、遅延している案件の促進を要望した。

く得られた回答>

審査遅延リストに挙げられている案件の状況は調査し、1件は昨日付けで登録し、他の件は促進したとのことであった。

く今後どうするか>

打合せ時間が短く、異議遅延については議論できなかったため。異議遅延についてメールで要望する。









DIPP: 商標審査・異議促進活動の経緯

| | | 1000 |
|----------|--|--|
| | JIPA | DIPP |
| 2013年12月 | JIPA会員企業から5年以上商標審査、異議申立 が停滞している案件収集: 89社およそ400件 | |
| 2014年1月 | リスト化し、DIPPに督促 | |
| 2014年9月 | | 大部分が審査・公告済 みである旨の回答 |
| 2014年11月 | 督促した案件の進捗情報の提供をJIPA会員企業へ依頼 審査遅延:進捗有21件、無78件(進捗率21%) 異議遅延:進捗有9件、無95件(進捗率9%) | |
| 2015年2月 | 進捗の無い件を再度リスト化し、DIPPに督促 | リストに挙がっている 案件の状況は調べて JIPAに報告する →報告なし。 |
| 2016年2月 | 業務に支障の生じている可能性の高い審査案件 18件、異議案件19件についてリスト化し、DIPP に督促 | 審査遅延全18件について状況回答。1件は即日で登録し、他の件も促進したとのこと。 |



DIPP:主な議論の内容⑤ 医薬品1/4

◆【特許】医薬品産業について

<質問内容>

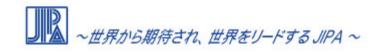
まず、医薬品産業に対する現体制のポリシーを確認した。

く得られた回答>

医薬品産業についてインド政府のポリシーは、「後発医薬品の普及」と「医薬品へのアクセスし易さ」を重視する点が基本であり、IPポリシーも同様であるとのこと。

<今後どうするか>

医薬品のIPポリシーが医薬品産業に対するポリシーに基づいていることが明確になったので、現体制の医薬品産業に対するポリシーを変えることができないか手法や可能性を検討する。たとえば、インドIPGからアドバイスがあったように、日本の製薬企業がインドにおいて今後どのような医薬ビジネスを展開するかを説明した上で、そのビジネスのために現体制をどのように変更して欲しいかを説明し、Win-Winの関係を作って行くことが考えられる。





DIPP:主な議論の内容⑥ 医薬品2/4

◆【特許】データ保護制度

<課題と要望内容>

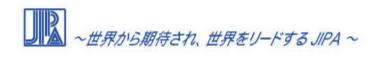
多くの国は承認取得のために薬事当局へ提出した試験データを一定期間保護する制度があり、その期間内には後発品メーカーがそのデータを用いて薬事上の承認を取得することはできない仕組みになっている。しかしインドにはこのような制度が明確に設けられておらず、新薬メーカーのインセンティブが損なわれる可能性が高い。そこで、データ保護制度の採用について要望した。

<得られた回答>

データ保護制度はある。ただし、研究開発目的でのデータの使用はfairであり、commercial目的でのデータの使用はunfairであるが、Public Interestである後発医薬品に試験データを提供してもTRIPS違反ではないとの回答であった。

<今後どうするか>

前頁と同様、日本製薬企業がインドで医薬ビジネスを展開する上で、データ保護が必要であることを具体例を挙げて説明することを 検討する。





DIPP:主な議論の内容⑦ 医薬品3/4

◆【特許】強制実施権について

<課題と要望内容>

医薬特許に対する無秩序な強制実施権の発動は、インドに対する投資意欲を減退させ結果として医薬品アクセスを阻害すると考え、当事者に公平かつ明確なガイドラインの導入を希望するとともに、強制実施権についての慎重な運用を要望した。

<得られた回答>

強制実施権は、発動する意義がある場合にのみ発動しており、実際に、過去2年 の申請2件は拒絶されているとの回答であった。

<今後どうするか>

過去2年の動向が今後も続くことをウオッチする。







DIPP:主な議論の内容® 医薬品4/4

◆【特許】特許法3条(d)について

く課題と要望内容>

既知物質の単なる発見であって、効能の増進にならないもの等には特許が認められないという「特許法3条(d)」の削除、または進歩性(特許法2条(1)(ja))による判断基準との統一について要望した。

く得られた回答>

2005年以降、医薬特許は5000件許可されており、3条(d)が医薬特許の歯止めにはなっているとは言えないとの回答であった。

<今後どうするか>

3条(d)が医薬特許の歯止めになっている証拠となるデータを収集するとともに、 特許を認めて欲しい具体的な事例を挙げられるか検討する。







DIPP:主な議論の内容⑨ 意匠1/4

◆【意匠】意匠権侵害の損害賠償額の上限の引き上げ、 若しくは、上限の撤廃

<課題と要望内容>

意匠法第22条、意匠実務及び手続便覧 06.02の項目Cにおいて損害賠償額の上限が規定されている。そのため、侵害者の利益が、損害賠償額を上回る場合があり、侵害の抑止につながらない。これにより、独創的なデザイン創作のインセンティブがそがれてしまう虞がある。JIPAは、損害賠償額の上限の引き上げ、若しくは、上限の撤廃を要望する。

<得られた回答>

「このような要望は初めてであるが、意匠法・意匠規則等の改正の時に 検討する」という前向きな回答を得た。

<今後どうするか>

意匠法・意匠規則等の改正案のリリースをウォッチングする。





DIPP:主な議論の内容⑩ 意匠2/4

◆【意匠】新規性喪失の例外規定の拡充

く課題と要望内容>

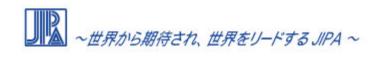
意匠法第21条において、新規性喪失の例外規定の要件が、「特許庁長官への事前通知」、適用対象が「官報の告示により中央政府によって規定/承認された博覧会等。」となっている。JIPAは、「自己に起因する行為(インターネット、展示会、製品販売等で自ら発表した行為)」についても新規性喪失の例外の適用を受けられること要望する。

く得られた回答>

意匠法16条(開示の意匠権への影響)において拡充しているので、現行制度で十分である。

<今後どうするか>

意匠法16条の条文では新規性喪失の例外規定の適用範囲が不明瞭なため、条文への明文化を要望していく。





DIPP:主な議論の内容⑪ 意匠3/4

◆【意匠】公開延期制度の導入

<課題と要望内容>

意匠の模倣は容易であり、公報に意匠図面が掲載されることにより、製品発売以前に当該意匠が模倣行為に晒される等の弊害がある。一方、 先願主義である以上、早期出願の必要性は重要性を増しており、出願人が出願日を遅らせることで公報掲載を調整することはできない状況である。JIPAは、登録意匠の公報掲載を延期できる制度の導入を要望する。

く得られた回答>

「先願主義であるため、出願日を遅らせて公報掲載を調整することのリスクは理解した。意匠法・意匠規則等の改正の時に検討する。」という前向きな回答を得た。

<今後どうするか>

意匠法・意匠規則等の改正案のリリースをウォッチングする。





DIPP:主な議論の内容① 意匠4/4

◆【意匠】意匠権権利期間の延長

く課題と要望内容>

意匠法第11条において、権利存続期間が意匠登録日から10年と定め、 満了前の申請にて5年間の延長が認められている。JIPAは、少なくとも 更新機会をもう一回増やし、20年に延長していただくよう要望する。

く得られた回答>

TRIPS協定において保護期間は少なくとも10年、ハーグ協定において保護期間は国際登録日から15年なので、現行制度で十分である。

く今後どうするか>

今回の要望書にも記載しているが、 諸外国における意匠権の存続期間 のデータを示しつつ、権利期間の延 長を要望していく。







デリー警察

- ♦ 訪問先
 - デリー地区を管轄する警察署
- ◆JIPA訪問歴、過去の活動との関係性
 - 過去3年は訪問歴なし
- ◆今回の訪問目的
 - 模倣品市場取締りにおける手続きの簡略化、処罰決定の迅 速化、他機関と連携強化について要望する。
- ◈ 質問事項•依頼事項概要
 - 権利者の告訴から市場取締りまでの時間の短縮化を要望
 - 商標局の判断待ちの間に仮差止できるような救済措置を要望
 - 知的財産に関する啓発活動の実施を要望





警察:主な質疑・応答①

◆ 市場取締りの時間短縮について

<課題と要望内容>

商標権侵害を警察に告訴すると、商標局の見解が要求されるため、類似商標を摘発したい場合は30日程度要するため、せっかく発見した模倣品の流通を止めることができないことがある。そこで時間短縮について要望するとともに、権利者として協力できることがないか議論した。

<得られた回答>

商標局の判断を待つ必要がある場合は、時間を要するとのこと。

著作権、商標権の権者が直接裁判所に行って告訴し、裁判所から警察にOrderを出して貰えば、商標局の判断が不要とのこと。







警察:主な質疑・応答②

◆ 模倣品摘発における他機関との連携について

<質問内容>

税関等の他期間と連携して摘発活動をしているのか質問した。

<得られた回答内容>

税関等の他機関と連携して摘発活動したり、管轄地区外の警察と模倣品関連の情報を共有したりしていないとのこと。

く今後どうするか>

模倣品摘発についての連携もしくは新たな別組織設立によって、横断的な模倣品対策活動をしてもらえないか商工省に要望することを検討する。









税関: CBEC(Central Board of Excise & Customs)

◆ 概要

- Customs lawに基づいて関税、消費税、サービス税の徴収と、税関や国境での空港等における密輸阻止を統括する組織。1855年にイギリスが設置した最古の政府機関の1つ。
- ◆ JIPA訪問歴/JIPAとの関連性
 - ムンバイ税関(2013、2014)









税関

- ◆相手側出席者/窓口
 - Mr. S. Kumar, Commissioner (Cus &EP) (他2名)
- ◆ 今回の主な訪問目的/議題
 - 税関上部組織としての業務や実態調査。
 - 税関システムの状態確認や改善要望。



Kumar氏



税関:主な議論の内容①

◆ 担保金について

く課題と要望内容>

担保金用の口座名義が、インド子会社かインド国内の販売代理店などでインド国内に登録された会社であることが求められており、インドに法人を置かない会社は税関登録することが難しいので、代理人からの担保金支払いを認めてもらえるような法律、運用改正を要望した。

<得られた回答>

差止後はインド法の枠組みで処置が行われるため、権利者がインドに存在する必要があるとのこと。ただし、現行のルールにおいても実際に代理人が上手く処理している印象があるので、代理人に聞いて欲しいとのこと。

<今後やること> 代理人へ情報収集する。





税関:主な議論の内容②

◆差止実績の開示

<課題と要望内容>

企業がインド税関登録を検討するに際して差し止め実績を考慮するので、差し止め実績を開示するように要望した。

<得られた回答>
権利者自身が開示を望まない限り、開示しない方針であるとのことであった。
</p>

<今後やること> 上位の組織や、商工省を介して 要望ができないか検討する。







税関:主な議論の内容③

◆税関職員への教育

〈質問内容〉 通関チェックする現場職員への真贋判定セミナーなどの教育として有効な取り組みについて質問した。

<得られた回答> ジェトロのセミナーが有効 との回答であった。

◆ 税関システム

<質問内容>
ICE GATEの機能障害に
ついて質問した
<得られた回答>
登録機能が停止していたが、
復旧しているとのこと。







インド知的財産研究会 (IPG:Intellectual Property Groups)

- ♦ 訪問先概要
 - インド進出日系企業による現地の知財研究会
- ◆ JIPA訪問歴、過去の活動との関係性
 - 2015年2月@グルガオン、2014年2月@ムンバイ
- ◆ 今回の訪問目的
 - 企業間の情報共有並びに協力体制の構築
- ◆ 議題概要
 - 2014、2015年度のJIPA活動説明
 - IPGとJIPA間でより緊密な連携を確認
 - 現地の最新情勢の把握





IPG: 主な議論の内容

◆ 現地の最新情勢の把握

- ここ1年で、インドは大きく変わったとのこと。今までは「やるやる」と口約束だけであったが、具体例と合わせてインドの制度の問題を示すと、実際に対応してくれるようになったとのこと。また、モディ首相が「ジャパンプラス」(対日本専用の課題相談・投資相談窓口)を作ってくれたことや、安部首相が今後5年間で、ODAを含む3.5兆円規模の融資を実現するために努力していると述べたことも、インドの姿勢に大きく影響したとのこ

٥ع





インド法律事務所 (RNA, IP Attorneys)

◈ 訪問先

- 2004年設立のグルガオンの法律事務所。特許、商標、意匠、著作権、地理的表示の権利化やIP調査(第三者)、模倣品摘発支援をしている。
- ◆JIPA訪問歴、過去の活動との関係性
 - なし。
- ◆ 今回の訪問目的
 - 商工省や特許局で疑問点がかなり解消されたため。警察訪問前だったので、予備知識としてヒアリング。また、医薬関連の情報提供や、政府機関への要望について協力要請。
- ◆ 質問事項・依頼事項概要
 - 商標権侵害等の摘発ルートの問題点について
 - 仮処分を可能とする提案について
 - 摘発から処罰までの期間短縮について





RNA 事務所:主な議論の内容①

- ◆ 面会相手
 - Mr. Ranjan Narula 所長 (他、4名)
- ◆ 商標権侵害等の摘発ルートについて <質問内容>



Ranjan Narula氏

警察訪問前だったので、予備知識として商標権侵害等の摘発ルートについてヒアリングした。

く得られた回答>

以下の2つのルートがある。①警察に直接申し立てる、②治 安判事裁判所へ告訴し、捜査命令を得る。デリー警察以外 は①の方が早いとのこと。





RNA 事務所:主な議論の内容②

◆ 商標権侵害

<質問内容>

商標局判断中の仮処分の導入や、摘発から処罰までの期間短縮について警察に要望する点についてコメントを求めた

く得られた回答>

商標局判断中の仮処分の導入は刑法改正が必要なのでハードルは高そう。摘発から処罰までの期間短縮には知財専門の裁判所の設立が有効だと思われるとの回答であった。





RNA 事務所:主な議論の内容③

- ◆ Roche(スイス) VS Cipla(インド)エロチニブ(商品名タルセバ)の判決について、紹介を受けた。
 - Rocheは塩酸エロチニブに関する特許とその結晶多形B(タルセバ)に関する特許を保有していたが、後者の特許は効果の優位性を証明できず、3(d)により無効となった。一方、侵害訴訟の高裁・第二審(Division Bench)では、前者の特許が結晶多形B(タルセバ)も包含すると判断された。現在、最高裁に係属している。
 - RNA事務所から、医薬の有効成分をクレームする場合、たとえば、「塩酸エロチニブ」のみを記載し、「塩酸エロチニブまたはその結晶多形B」のように改良物質を併記しないようにすべきであるとアドバイスを受けた。







40



RNA 事務所: 主な議論の内容④

- ◆ 強制実施権の不服申し立てについて、紹介を受けた。
 - Controller generalであるCGPDTMのグプタ長官(Om Prakash Gupta)が強制実施権を決定する。
 - その際の不服の申し立ては、IPAB⇒高裁⇒最高裁となる。







目次

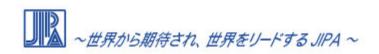
- ◆ インドの概要
- ◆ 2015年度 訪問代表団の背景・目的
- ◆ 訪問団メンバーとスケジュール
- ◆ 訪問機関と内容
- ◆ インド訪問代表団のまとめ





まとめ

- ◆ 来年度の活動の必要性が向上した
 - 本年度はJIPAが過去にインドへ要望した内容を精査し、新たな体制にインプットした。結果、インド側の姿勢が変わったこともあり今までに無いくらい好感触であった。
 - 医薬関連については従来の立場を維持しているが、今が意見する好機だと感じられた。
- ◆ 今年度訪問団における重要ミッション
- 一 商工省産業政策促進局(DIPP)に対する要望
- - 模倣品対策における税関ツールの状態把握
- 🔾 現地駐在員と最近の課題共有&協力体制確認





今後の検討すべき事項

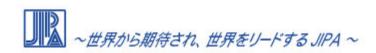
- ◆インド新中期計画の策定と実行
 - 課題把握と整理
 - 要望継続

(問題が起きている具体例収集)

- 調査テーマと対象組織の選定

(日本や諸外国の組織・知財関連団体との連携強化)

- 現地訪問の継続検討



ご清聴有難うございました

ご質問・コメント等は、西尾事務局長にお願いいたします

E-mail:nishio@jipa.or.jp

~世界から期待され、世界をリードする JIPA ~

